

○大網白里市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月29日条例第18号

改正

平成13年12月10日条例第24号

平成14年6月20日条例第25号

平成18年3月31日条例第15号

平成20年9月19日条例第20号

平成24年12月14日条例第18号

平成25年2月27日条例第1号

平成29年3月28日条例第13号

大網白里市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、大網白里市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象等)

**第2条** 政務活動費は、大網白里市議会における会派（2人以上の議員により結成されたものをいう。以下「会派」という。）及び会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に対して交付する。

2 政務活動費の交付対象期間は、4月1日から翌年の3月末日までとする。

(会派に係る政務活動費の額等)

**第3条** 会派に交付する政務活動費は、月の初日における当該会派の所属議員の数（以下「所属議員数」という。）に月額4,150円を乗じて得た額を交付対象期間の各月ごとに算出し、当該算出して得た額を合算して得た額の範囲内とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(無会派議員に対する政務活動費の額等)

**第4条** 無会派議員に交付する政務活動費は、交付対象期間の各月の初日に在職した月数に月額4,150円を乗じて得た額の範囲内とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散（以下「辞職等」という。）があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったとみなす。

(交付申請)

**第5条** 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は無会派議員は、当該年度の4月15日までに別に定める様式により政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、別に定める様式により政務活動費交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

3 年度の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は一般選挙及び補欠選挙に当選し議員となったとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）、若しくは議員が会派から脱会したときは、当該会派が結成された日又は当該議員の任期開始の日若しくは当該議員が会派から脱会した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、当月）の15日までに政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び変更)

**第6条** 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、速やかに政務活動費の交付又は変更の決定を行い、別に定める様式により会派の代表者又は無会派議員に通知しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第7条** 政務活動費は、会派又は無会派議員が行う調査研究、研修、広報、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

**第8条** 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(実績報告)

**第9条** 第6条の規定による決定の通知を受けた会派の代表者又は無会派議員は、政務活動費の交付の対象となる政務活動を完了したときは、当該決定の日が属する年度の3月末日までに、当該政務活動費に係る支出の報告書（以下「実績報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会派が解散し、又は無会派議員が辞職等により議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該無会派議員であった者は、当該会派が解散した日又は当該辞職等した日の属する月までの政務活動費に係る実績報告書を、当該会派が解散した日又は当該辞職等した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議長は、前各項の規定により提出された実績報告書の写しを、市長に送付しなければならない。

(交付額の確定)

**第10条** 市長は、前条第3項の規定により議長から実績報告書の送付を受けたときは、交付すべき政務活動費の額を確定し、別に定める様式により会派の代表者又は無会派議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

**第11条** 前条の規定による通知を受けた会派の代表者又は無会派議員は、市長が別に定める日までに、別に定める様式により市長に政務活動費の支払を請求するものとする。

2 市長は、前条の請求があったときは、会派の代表者又は無会派議員に対し、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

**第12条** 議長は、偽りその他不正の手段により政務活動費の交付を受けたと認めるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、政務活動費の交付の決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に政務活動費が交付されているときは、会派の代表者又は無会派議員に対し、期限を定めて、当該政務活動費の返還を求めるものとする。

(実績報告書の保存)

**第13条** 第9条の規定により提出された実績報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

**第14条** 議長は、第9条の規定により提出された実績報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則（平成13年12月10日条例第24号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。  
（無会派議員の交付申請等の特例）
- 2 この条例に基づき無会派議員が平成13年度分の政務調査費の交付を受けようとする場合の適用については、第4条第1項中「4月15日までに」とあるのは「12月21日までに」とし、第6条第1項中「毎四半期の初日の月の末日（その日が休日に当たるときはその翌日）までに」とあるのは「1月末日までに」とする。

### 附 則（平成14年6月20日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成18年3月31日条例第15号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（平成20年9月19日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成24年12月14日条例第18号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

### 附 則（平成25年2月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大網白里市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の大網白里市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

### 附 則（平成29年3月28日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による施行前の大網白里市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

## 別表（第7条第2項）

項目	内容
調査研究費	会派又は無会派議員が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派又は無会派議員が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への議員及び会派の雇用する者の参加に要する経費
広報費	会派又は無会派議員が行う議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費
会議費	会派又は無会派議員における各種会議に要する経費

資料作成費	会派又は無会派議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派又は無会派議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派又は無会派議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費